

平成16年度

事業報告書

独立行政法人農薬検査所

目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	2
6	法人の沿革	3
7	根拠法	3
8	主務大臣	3
9	年度計画に定めた項目毎の実績	別 添
10	法人の組織図	3

1 業務の目的及び内容

(業務目的)

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

(業務内容)

(1) 農薬の検査

- ① 農林水産大臣の指示により、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の登録検査等を行う。
- ② 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。

(2) (1)の業務に附帯する業務

① 農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省消費・安全局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

② 調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

③ 農薬に関する情報提供等

消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、農薬に関する情報を積極的に提供する。

④ 情報収集等

コーデックス食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要（モノグラフ）、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。

⑤ 研修・指導等

都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。

⑥ 国際調和への対応

国との連携・協力の下、OECD農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

- ⑦ 海外技術支援
 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。
- ⑧ アンケート調査の実施
 農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。
- ⑨ 情報の保全・管理
 農薬の毒性試験等のデータ等は、作成した農薬登録申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理及び不正侵入防止措置を講じ、また試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績を磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。

(3) 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の命令により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造者等への立入検査又は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）の規定による立ち入り、質問、検査及び収去を行う。

2 事業所の所在地

〒187-0011

東京都小平市鈴木町2-772

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額

総額 3,759,863千円

政府の出資額 3,759,863千円

4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

役職	定数	任期	氏名	
理事長	1名	4年	森田 健二	(H16. 1. 13~H17. 3. 31)
理事	1名	2年	森田 征士	(H15. 4. 1~H17. 3. 31(再任))
監事	2名	2年(非常勤)	赤堀 文昭	(H15. 4. 1~H17. 3. 31)
		2年(非常勤)	助川 正文	(H15. 4. 1~H17. 3. 31(再任))

5 常勤職員数及びその増減

平成16年度末常勤職員数71人(定員数72人)

6 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原（農事試験場内）に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

（昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了）

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

7 根拠法

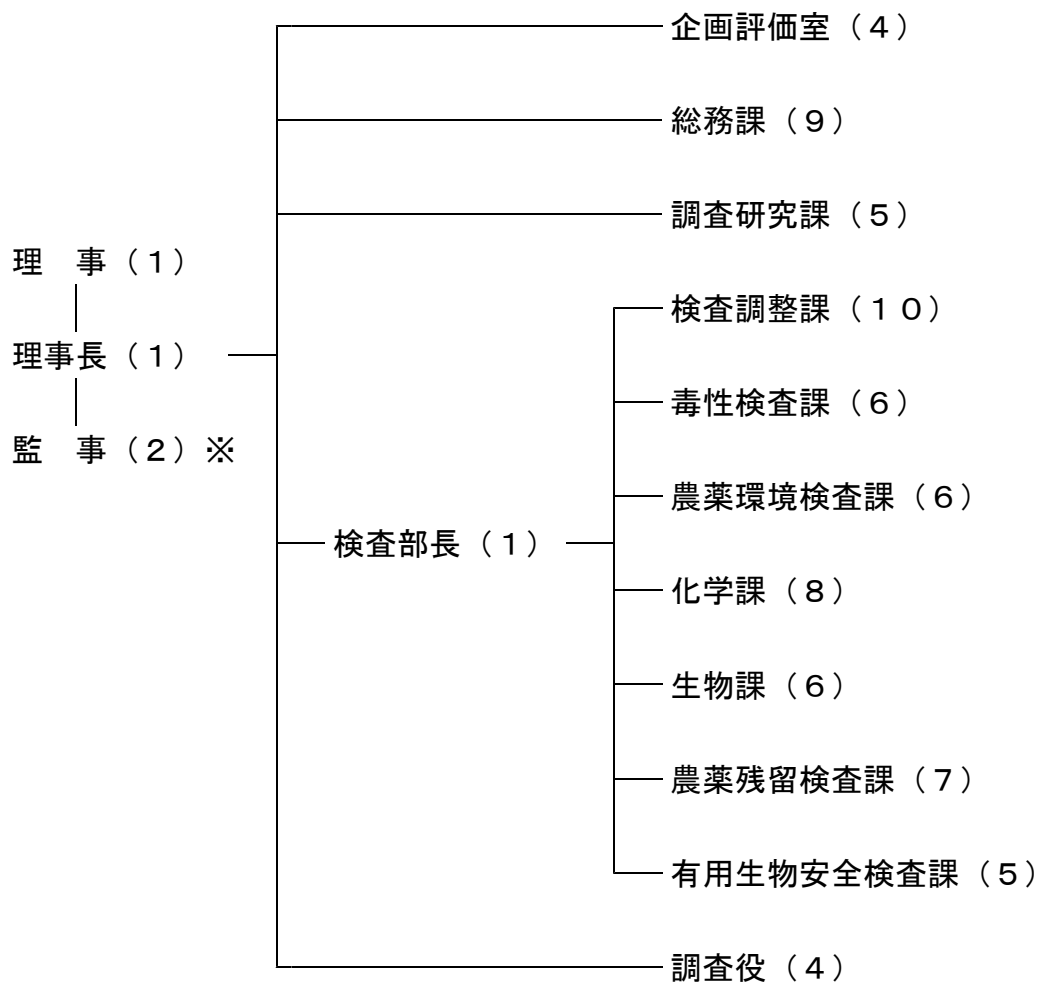
独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）

8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目毎の実績（別添）

10 法人の組織図



※非常勤

() 内は平成16年度末人数

平成16年度独立行政法人農薬検査所の業務実績報告書

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>事業報告書</p>
<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間^(※1)を基準として1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間^(※1)を削減するよう、平成16年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>農林水産大臣から継続分を含め2,316件の検査指示があった。このうち、基準設定必要農薬^(※、注1)の151件について、平成16年度内に処理した7件^(注2)の平均検査期間は10.6ヶ月(平成16年度目標は11.7ヶ月)であり、目標を達成した。</p> <p>また、基準設定不要農薬でかつ通常検査農薬2,158件のうち、本年度内に処理した1,036件の平均検査期間は6.0ヶ月(平成16年度目標5.6ヶ月)で、目標を達成できなかった。これは、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数^(注3)の明確化等に伴う調整を行ったためである。</p> <p>なお、緊急登録要望農薬(7件)については本年度で全て検査が終了し、その平均処理期間は16.2月であった。</p> <p>その他、1,092件の農薬について再登録に係る検査を行った。</p> <p>(※) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬</p> <p>(注1)</p> <p>基準設定必要農薬の検査期間を把握する際、従来、対象となる農薬はADIが未評価の農薬が対象であったが、リスク評価体制の見直しに伴い(食品安全委員会による審議)、既にADIが設定された農薬についても残留農薬基準値の設定が必要となった際に、「ADIの再評価」を実施することとなった。このため、平成16年度から、これまで基準設定が不要な農薬として扱っていたもののうち、「ADIの再評価」を要するものについては「基準設定必要農薬」として扱うこととした。</p> <p>(注2)</p> <p>農薬の登録は、農薬取締法に基づき、薬害、使用時安全等の検査の外、</p>

人や環境に対する安全性をも担保するため、農薬検査所における一通りの検査終了後、農薬検査所が提供した資料を基に、食品安全委員会がADIを決定し、更にそのADIを基に厚生労働省が残留農薬基準を定めないと、最終的にそれら基準に照らした検査・登録が完了しえない。このため、農薬検査所における一通りの検査終了後も、これら基準の審議決定を待たなければならず、検査終了・登録までには長期間を要さざるを得ないしくみとなっている。

(注3)

14年度に改正された農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれ、農林水産省は平成16年6月に農薬取締法施行規則及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(農水省・環境省令)を改正し、農薬の表示方法等を改正した。具体的には、農薬が含有する有効成分の種類毎に総使用回数の表示が必須となった。

これを受け、農薬検査所においては、農薬の登録申請(再登録を含む)時に農薬の使用基準に関する表示方法を見直すこととし、①有効成分の種類毎の総使用回数の表示方法の明確化の検討、②同一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について、申請者との調整を行いつつ検討を行う必要が生じた。

このため、基準設定不要でかつ通常検査の農薬の検査期間は、16年度においては、通常検査に比べより多くの時間を要したところである。

(参考) 1. 基準設定必要農薬の検査期間の状況

年度	当年度 指示件数	継続 件数	合計件数 (当年度+継続分)	終了 件数	検査終了したものの 平均期間(月)
16	61 (19)	90*(1) 41	151 60	7 (7)	10.6
15	56 (9)	45*(2) 42*(2)	101 51	10 (10)	9.7
14	22	70*(1)	92	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9
12	26	129	155	96	9.9

11	37	133	170	41	13.6
10	63	116	179	46	13.9

*印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない
16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

(参考) 2. 基準設定不要農薬(通常及び緊急)の検査期間の状況
(上段: 通常登録検査、下段: 緊急登録検査)

年度	当年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当年度+継続分)	終 了 件 数	検査終了したもの の平均期間(月)
16	1,375 —	783*(3) 緊急7	2,158 緊急7	1,036 緊急7	(全体) 6.1 (通常) 6.0 (緊急) 16.2
	(1,417 —	832*(4) 緊急7	2,249 緊急7	1,036 緊急7	
15	1,171 緊急125	711 緊急22	1,882 緊急147	1,096 緊急140	(全体) 6.3 (通常) 7.0 (緊急) 1.3
	(1,218 緊急125	714 緊急22	1,932 緊急147	1,096 緊急140	
14	1,134 緊急684	989	2,123 緊急684	1,409 緊急662	(全体) 4.4 (通常) 6.0 (緊急) 1.0
13	1,309	573	1,882	893	5.5
12	1,157	859	2,016	1,443	5.4
11	1,598	633	2,231	1,372	5.3

*印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない
16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

また、検査業務の効率化等を達成するために、平成16年度におい

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。より、検査の効率化を図る。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を

(1) 国からの通知を受け必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。

(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。

(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。

(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会

ては次の措置を講じた。

(1) 申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリスト原案を国に提案中。今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行った。なお、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。

(2) 農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の留意事項をまとめた資料を国に提案中。

(3) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を19回(計19剤)実施した。

(4) 検査マニュアル(検査手順細則)の見直し改訂版の原案を国に提案中。今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行った。なお、農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。

(5) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5、8、11、2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延の要因を把握し、迅速化に努めた。

	<p>分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>議を開催する。</p> <p>(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(6) 検査所外の研修（技術協力専門家養成研修、専門技術（毒性）研修等4コース）に5名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等6コースに延べ26名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>																						
<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。</p>	<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を削減するよう、平成16年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) 平成14年12月27日付で各省が所轄するGLPについて、その適合確認申請の様式が統一化され、その後引き続き各省で行われている申請書添付資料の様式の検討結果を踏まえ、必要に応じて申請に係る手引書の作成を進める。</p>	<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認</p> <p>平成16年度における試験施設への査察は、国（農林水産省）からの要請に基づき国内の16試験施設に実施し、試験の種類別の内訳は毒性試験を実施する施設5、物理的・化学的性状試験を実施する施設9、水産動植物試験を実施する施設7、生体内等運命試験を実施する施設2（各々重複を含む）であった。査察結果については国に報告した（平成15年度実施分を含む18施設）。</p> <p>平成16年度の農薬G L P適合確認の平均処理期間は49.9日であり、本年度目標（60.5日）を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1281 858 2051 1110"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="4">査察分野内訳</th> </tr> <tr> <th>毒性</th> <th>物化性</th> <th>水生</th> <th>運命</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>査察要請件数</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>査察実施件数</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)複数分野の査察を受けている施設あるため、分野内訳の合計は施設数と異なる</p> <p>(1) G L P基準の確認申請手続きの簡素化に関して、各省間で協議し、「「農薬G L P適合確認の申請に係る資料作成要領」の制定について」（平成16年3月31日付15消安第7396号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）が発出され、本年4月以降の申請に適用しているところである。</p>		施設数	査察分野内訳				毒性	物化性	水生	運命	査察要請件数	16	5	9	7	2	査察実施件数	16	5	9	7	2
	施設数	査察分野内訳																							
		毒性	物化性	水生	運命																				
査察要請件数	16	5	9	7	2																				
査察実施件数	16	5	9	7	2																				

	<p>(2) 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>(3) GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(2) 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(3) GLP審査・査察に携わる職員（以下、「査察員」という。）の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>(2) 水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験に関するGLP査察マニュアルを、平成14年度に作成し活用している。平成16年度は、毒性試験を含む全てのマニュアルについて、チェックリストの見直しを検討するため、査察員へのアンケートを実施した。その結果を踏まえ平成17年3月29日に査察員会議を開催し、来年度見直しの作業計画を作成した。</p> <p>(3) 16回の査察のうち13回について、査察の経験が少ない者を計15名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するGLPに関する研究会に4名、検査所内におけるGLP基礎研修に7名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>
<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成16年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の対前年度比1.5%抑制については、単価契約の実施等により節減目標を達成した。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p>	
<p>1 農業の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等</p>	<p>1 農業の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等</p>	<p>1 農業の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等</p>	<p>1 農業の検査</p> <p>(1) 継続分を含め平成16年度に農林水産大臣から検査指示のあつ</p>

を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう次の検査期間^(※1)内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

た基準設定必要農薬151件^(注1)のうち、平成16年度内に処理した7件^(注2)全ては、検査指示から検査結果報告までの平成16年度検査目標期間である1年5ヶ月以内であり、目標を達成した。また、基準設定不要農薬の中で、通常検査農薬2,158件のうち年度内に検査した1,036件については、本年度検査目標期間である11ヶ月以内に処理したものは989件(96%)であり、ほぼ目標を達成した。なお、目標を達成できなかった47件(4%)については、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数の明確化等^(注3)に伴う調整に時間を要したためである。

(注1～注3) P1,2参照

(参考) 1. 基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況

年度	指示件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了検査比)	目標期間	検査終了したものの最長期間(月)
16	151 (60)	7 7	7(100%) 7(100%)	17月	12.3
15	101 (51)	10 10	10(100%) 10(100%)		13.8
14	91(1)	48	48(100%)		11.8
13	98	27	27(100%)		11.4
12	155	96	H10～12年の間は国の機関であったため対象外		12.8
11	170	41			16.6
10	179	46			18.0

注：16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

(参考) 2. 基準設定不要農薬の検査期間における目標達成状況
(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示	終了	目標達成件数	目標	検査終了したものの
----	----	----	--------	----	-----------

	件数	件数	(対検査終了検査比)	期間	の最長期間(月)
16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989(96%) 0(0%)	11月	20.3 21.6
15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049(96%) 緊急140(100%)		22.4 8.0
14	2,807 緊急684	1,409 緊急662	1,395(99%) 緊急662(100%)		23.7 3.7
13	1,882	893	865(97%)		31.5
12	2,016	1,443	H10~12年の間は国の機関であったため対象外	15.3	
11	2,231	1,372		16.5	

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。

(1) 法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。

このため、これを達成するために平成16年度においても引き続き次の措置を講じる。

(1) 必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。

(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。

(2) 微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の検査については、農林水産大臣から検査指示があった41件のうち、平成16年度に処理した24件の1件当たりの平均処理期間は5.4ヶ月であり、本年度の目標期間(7.9ヶ月)を達成した。

また、生物農薬について適正な検査を行うため、本年度において微生物農薬検討会を3回開催し、その結果を検査に反映させた。

(1) 申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリストを作成した。今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行った。なお、農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。

を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

(5) 生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。

(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。

(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。

(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

(3) 国からの要請に応じて、

(2) 農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の留意事項をまとめた資料を国に提案中。

(3) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を19回(計19剤)実施した。

その他、処方変更、試験成績の受け入れ及び容器・包装の変更等について以下のとおり事前相談を行った。

年度	受付件数	終了件数	未了件数	平均処理期間
16	622	469	153	75日

(4) 検査マニュアル(検査手順細則)の見直し改訂版(案)を取りまとめた。今年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行った。なお、農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定。

(5) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・3月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延の要因を把握し、迅速化に努めた。

(6) 検査所外の研修(技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等4コース)に5名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等6コースに延べ26名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

(3) 国からの要請に応じ、申請者が国に提出した資料(5件)につ

		特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。	いて、国から発出された、特定防除資材（特定農薬）指定のための評価指針に基づき審査を行い、国に報告した。
2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。	2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。 ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。 イ G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。 ウ 査察実施後、原則として3	2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成16年度には次の措置を講じる。 ア 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。 イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。 ウ 査察実施後、原則として3	2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬G L P適合確認査察後6週間以内に査察結果を国に報告することとなっているが、査察を実施した16試験施設の全てについて目標期間内に国に報告を行った(最長期間5.6週)。 ア 水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等G L P査察マニュアルを、平成14年度に作成し活用しているところ。毒性試験を含む全てのマニュアルについて、査察員が更に効率よく利用できるよう改善を図るため内容を検証中。平成16年度は、査察チェックリストの見直しについて検討するため、査察員へのアンケートを実施した。その結果を踏まえ平成17年3月29日に査察員会議を開催し、来年度見直しの作業計画を作成した。 イ 16回の査察のうち13回について、査察の経験が少ない者を計15名を同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会に4名、検査所内におけるG L P基礎研修に7名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。 ウ 査察を実施した16試験施設全てについて、目標期間である査察

	<p>週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、検査所に設置する評価会議を開催した(最長取りまとめ期間: 2.7週)。</p>
<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬に係るOECDテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。 なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。 「取り組む」: 新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む、農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成16年度においては次の調査及び研究を行う。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されている地下移行性に関するテストガイドライン(案)に係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討</p> <p>イ 農薬に含まれるおそれのあるダイオキシン類について二重収束型GC-MSによる分析の試行及び検討</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討 農薬製剤を供試した試験を実施したところ、製剤で添加した場合は、標準品で添加した場合と比べて移動度は同じか大きくなった。また、剤型間の違いは認められなかった。 カラムへの供給水の流速を変えた試験を実施したところ(標準品を供試)、流速を2倍とすることにより、土壌の種類によっては、RMF(相対的移動指数)が小さくなるがあった。 ライシメーターに農薬製剤を散布した後の浸透水を採取し、農薬の水中濃度を測定した。砂丘未熟土区画での流出率は最大6%であった。</p> <p>イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究 1. 二重収束型GC-MSを用いた検討 二重収束型GC-MSを用いた高分解能SIM(選択イオン検出法)モードでのダイオキシン類の測定条件を検討した。その結果、分離カラムとして「DB-5MS」を用いた場合のダイオキシン類の測定条件(各分析対象物質及び内標準物質の分離が可能な測定条件)を得ることができた。</p> <p>2. 前処理法の検討 23種類の農薬原体について、カラムクロマトグラフィーを中心に前処理法を検討した。その結果、20原体について有効な前処理法を明らかにした。前処理法は計6方法あり、その有効性は原体の性質によって大きく異なることがわかった。</p>

<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。</p> <p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成16年度は以下のような措置を講じ農薬に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>ア 農薬検査所のホームページに掲載している農薬の登録及び失効に関する情報以外に、使用方法等、新たにホームページに追加掲載する情報について検討を行う。</p> <p>イ アに対応するため、農薬検査所が保有する農薬に関するデータベースの追加及び情報提供に対応したシステムの構築について検討を行う。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>内閣府食品安全委員会における安全性評価が終了した農薬については、登録に合わせて、評価の基となった試験成績の概要について、平成16年7月5日より、ホームページ上の掲載を開始した。</p> <p>また、データベースの再構築を行い、使用方法や適用作物等の情報の検索について、消費者や生産者等、利用者別の問い合わせに対応できる情報検索システムの仕様を検討・構築し、平成16年10月1日より稼働した。</p> <p>更に、平成16年11月24日に改正された「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局通知）の改正部分を英訳しホームページに掲載した。</p>
<p>(4) 情報収集等</p> <p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(4) 情報収集等</p> <p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映</p>	<p>(4) 情報収集等</p> <p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(4) 情報収集等</p> <p>情報収集については、平成16年度は農薬の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境（化学系、生物系）」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留農薬」、「GLP」及び「調査研究等」の7分野に分類し、毒性：17種類、環境：19種類、品質：7種類、効果及び薬害28種類、残留農薬：6種類、GLP：17種類、調査研究等：17種類の計111種類の文献又は学術誌を収集、整理した。</p>

	させる。 イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。		
(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 地方農政事務所、都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 東京都ほか4府県、(社)日本植物防疫協会ほか2団体、横浜植物防疫所、内閣府食品安全委員会、農林水産省消費・安全局などから延べ22件の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。 また、韓国、中国、各種農業者団体等から農薬の登録検査に関する研修・見学依頼が12件あり、これについては農薬検査所において実施した。
(6) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、 ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定 イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。	(6) 国際調和への対応 新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。 ア OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。 イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。 ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。	(6) 国際調和への対応 平成16年度にはOECD農薬作業部会及びGLP作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。	(6) 国際調和への対応 コーデックス残留農薬部会会合1件、OECD農薬作業部会等4件及びOECD-GLP作業部会2件に職員を派遣した。 また、日・EU相互承認協定(GLP分野)に基づき、当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告した。
(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に	(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に	(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入	(7) 海外技術支援

<p>関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農薬残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p>	<p>れ等農薬に関する専門技術的な面で支援を行う。</p>	<p>ア 今年度該当なし。</p> <p>イ ウルグアイ国より5名の研修生を受け入れ、農薬に係る諸制度、登録、検査の仕組みについて研修を実施した。</p> <p>ウ フィリピン共和国との電話会議において政府機関への技術的助言を行った。 また中華人民共和国主催の国際フォーラムに出席し、日本の残留基準を決定するシステムや残留農薬を中心とした規制の状況について情報提供を行った。</p>
<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成16年度にも引き続き当該アンケート調査を実施する。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について申請者団体に説明を行った上で、申請者及び国内管理人(総計190者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。 アンケートの総回収数は88件で回収率は45%であった。複数あった要望(指摘)については、改善措置を検討し、必要な内容について対応した。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者団体に説明を行い、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>
<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。 ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。 イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成16年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等には不正侵入防止措置を講じてきたところである。また、農薬の毒性試験成績については環境省との共同により、その破損及び劣化防止のため磁気媒体(光ディスク)に転写し保管している。本年度においても、年度計画に基づき600件(9化合物)の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、保管した。</p>

		<p>(10) 国の施策に対する技術的協力 国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力をを行う。</p>	<p>(10) 国の施策に対する技術的協力</p> <p>ア 農薬取締法改正に係る技術的支援 国からの要請に応じ、農薬取締法改正に伴う国の事務について技術的な支援を行った。 ①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(420件) ②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(335件) ③農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査(19件)</p> <p>イ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の導入に係る技術的支援 国からの要請に応じ、MSDS対象化学物質(Material Safety Data Sheet: 化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供が義務づけられている物質)の中から、登録農薬の有効成分に該当するものを調査する技術的支援を実施した。1, 122化合物について調査し、登録農薬の有効成分に該当する182化合物を国へ報告した。</p> <p>ウ 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援 国からの要請に応じ、既登録農薬の登録の維持等に必要となる内容となっているか等の調査に関する技術的支援を実施した。 下記の内容(631件)について調査し、国へ報告した。 ①第2次案への意見の反映状況の確認 ②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要となる基準の採用の確認 ③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準の適合性の確認 ④登録取得者との連絡・調整 ⑤報告書の作成(必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付)</p> <p>エ 水産動植物の毒性に係る登録保留基準の改正に伴う技術的支援 国からの要請に応じ、当該保留基準改正に伴って新たに必要となる水産動植物への影響に関する試験(6種類)及び環境中予測濃度算定に関する試験(5種類)を実施するに当たっての指針等の原案を作成し、国へ報告した。</p>
<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p>	<p>3 農薬取締法等の規定に基づく農薬の集取及び立入検査</p>

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。

また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

ア 立入検査

立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。

イ 農薬等の集取

集取マニュアルを作成し、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。

(1) 法第13条の2に規定する農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

ア 立入検査

立入検査業務の適正化・迅速化を図るため作成した立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。

イ 農薬の集取

集取した農薬の検査の迅速化を図る作成した集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。

農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者、販売者等に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。

ア 製造場に対する立入検査等

農薬の適正な品質を確保することを目的として、22県下の延べ80製造場において立入検査を実施するとともに、検査のため22点の農薬を集取した。

農林水産大臣指令のあった無登録農薬等の製造場、新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、国の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。

農林水産大臣からの7件の立入検査実施指令に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は最大で19日(平均14日)であり、年度計画(1ヶ月以内)を達成した。

イ 集取農薬等の検査結果

立入検査において集取した376点(15年度分354点、16年度分22点)について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

ウ 無登録農薬の分析等

国からの要請により、農薬取締法第2条違反の疑いのある無登録農薬1種類、1検体について、有効成分及びその含有量について検査した。その結果、ナフタリン等の含有が確認され、その旨国に報告した。

(1) 立入検査、(2) 農薬の集取

立入検査マニュアルを査察時に活用しており、その内容について検証中である。

<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>今年度国からの指示がなく、実績なし。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図り、財務内容の改善に努めた。（詳細は、財務諸表参照のこと。）</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 該当なし</p>
	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 該当なし</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	
	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>第2 検査棟を改修するため、工事の契約を完了した。なお、契約に基づき、速やかに工事を着工する予定。</p>

	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合にあっては、98%)とする。</p> <p>(参考)</p> <p>期初常勤職員 66人 期末常勤職員の見込み 72人</p> <p>(うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人)人件費総額見込み 2,613百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響及び環境基準を十分考慮した農薬登録検査、流通農薬検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。</p> <p>(参考)</p> <p>年度当初常勤職員 72人 年度末常勤職員の見込み 72人</p> <p>人件費総額見込み 570百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(1) 人事に関する事項</p> <p>農薬検査の適正な実施等のため、必要な職員の確保に努めた。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>平成16年度末人員は71人であった。</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに4名採用した。</p> <p>8コースの研修(平成16年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ14人参加させた。</p>
--	--	---	---